

令和2年度から国民健康保険税率が変わります



どう変わったの？

下記のとおり改正しました



内 訳		改正前 (令和元年度)	改正後 (令和2年度)	限度額
医療分 (0歳～74歳)	所得割(所得に対して)	7.36%	7.85%	63万円
	均等割(加入者1人当たり)	17,300円	18,300円	
	平等割(1世帯あたり)	20,000円	21,100円	
支援分 (0歳～74歳)	所得割(所得に対して)	1.97%	2.15%	19万円
	均等割(加入者1人当たり)	4,800円	5,100円	
	平等割(1世帯あたり)	5,400円	5,700円	
介護分 (40歳～64歳)	所得割(所得に対して)	1.37%	1.50%	17万円
	均等割(加入者1人当たり)	10,900円	11,100円	



保険税が上がる理由は何ですか？

古河市の国民健康保険事業の現状は、歳入(国民健康保険税や国・県からの交付金など)は減少している一方、歳出(1人当たりの医療費など)は増加傾向にあり、赤字財政が続いています。その赤字分を解消するため、また、将来的に茨城県内の税率が統一されることを見据え、今回税率の改正をいたしました。

今後も、急激な保険税の負担増にならないよう配慮しながら、2年ごとに見直しを行う予定です。令和4年度の保険税率については、令和3年度の医療費等の動向を勘案して算出します。医療費が増加すると、その費用を補うため保険税の引き上げにつながります。日頃から、健康づくりを心がけ、医療費の節約にご協力くださいますようお願いいたします。



● 国民健康保険税の軽減対象者が拡大されました

前年の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。税制改正に伴い、以下の通り5割・2割軽減の対象者が拡大されました。

軽減割合	改正前(令和元年度)	改正後(令和2年度)
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(51万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下

正しい所得を
申告しましょう

保険税は、前年の所得をもとに計算されます。国保事業の健全な運営のため、正しい申告をお願いします。また、収入の無い方や遺族年金・障害年金のみの方で、扶養になられていない方は、軽減判定や高額療養費自己負担限度額に影響しますので、至急申告をしてください。

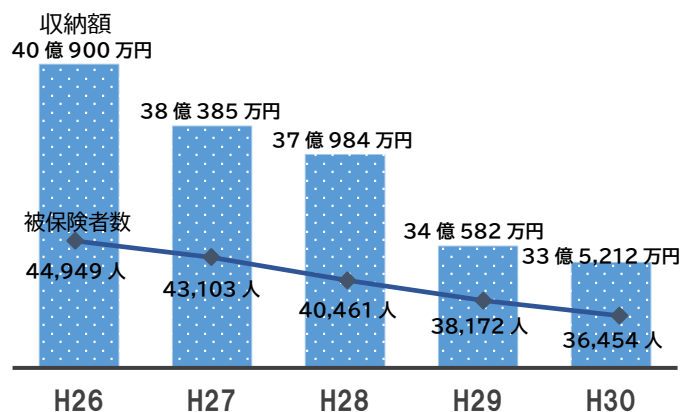


新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減り納付が困難な方は、減免・徴収猶予の制度に該当する場合がありますので、まずはお電話でご相談ください。

税率改正の背景

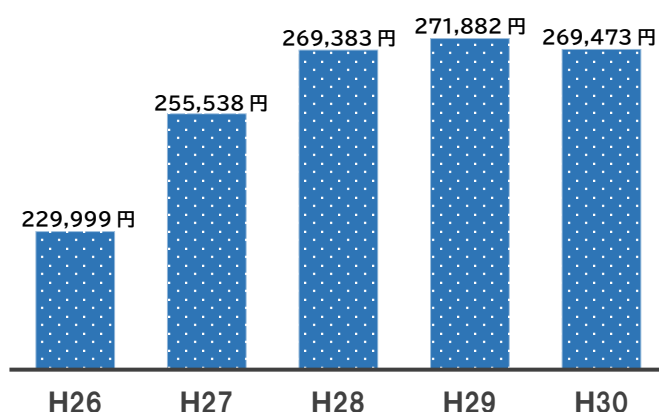
01 被保険者数・保険税収納額の減少

国保以外の保険への加入者が増え、国保加入者数は年々減少し、保険税収納額（皆様に納めていただいた保険税）が年々減少しています。

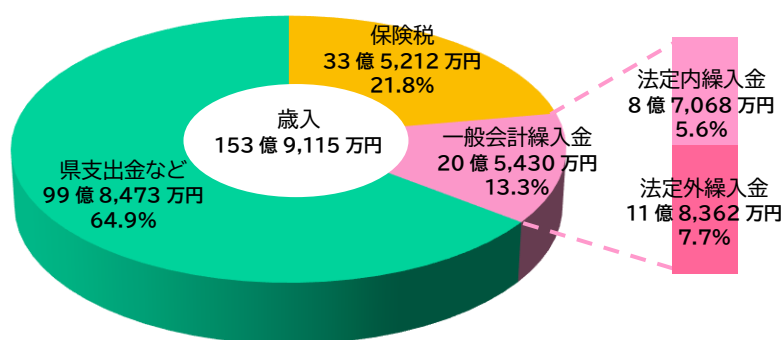


02 1人当たりの医療費（保険給付費）の増加

医療の高度化、生活習慣病の増加、高齢化の進展等様々な要因により、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。



03 赤字（法定外繰入金）の状況（H30年度の決算状況）



赤字（法定外繰入金）とは？

国保事業は一般会計と区別して運営していますが、支払い（医療費・保険事業費など）に充てる収入（保険税など）が不足しており、不足額を補うために、一般会計から繰入れを行っています。一般会計の財源は、国保加入者以外の方からの税金も含んでいるため、負担の公平性が損なわれる状況となっています。このような状況のため、茨城県から計画的・段階的に赤字を解消するよう求められています。

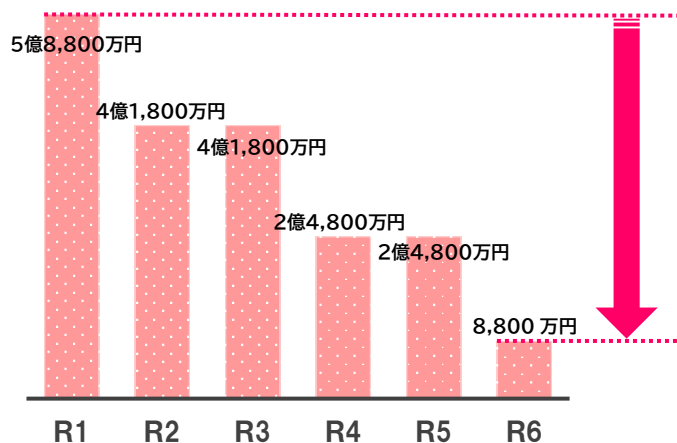


取り組んでいる計画

01 赤字（法定外繰入金）の削減

令和元年度から6年間で、年間の赤字を8,800万円まで、段階的に減らしていく計画です。

「古河市国民健康保険赤字削減・解消計画書」より（H31年2月策定）



02 財政健全化に向けて

支払い（医療費・保険事業費等）を減らし、収入（保険税・県からの交付金等）を増やす取り組みをしています。

1. 保険給付の適正化
2. 資格管理の適正化
3. 保健事業の充実
 - 特定健康診査
 - 特定保健指導
 - 生活習慣病予防
 - ジェネリック医薬品の利用促進
 - 重複・頻回受診者等訪問指導
4. 保険税の収納率の向上
5. 保険税率等の見直し

